

## とにかく実行

新年もあっという間に1月下旬になってしまいました。月日のたつのは本当に早いものです。この間に3年生は中学校最後の定期テストを終え、すでに私立高校に出願に行った生徒もいます。将来に向けて着々と歩みを進めている3年生の姿には、遠い日にわが子が通った月日を思い起こし、見事に自分の希望を叶えてくれることを願う日々です。さて、年初に今年の抱負を生徒から聞かれました。やりたいことがいっぱいあっても（主に趣味です）、なかなか実行に移すことができなかつたので、今年は「とにかく実行」という抱負を掲げました。昔からいろいろなことに興味をもちましたが、長続きするものは少ないものです。そんな中でも星を見ることはずっと続けている趣味です。しかし、寒いからとか犬の散歩があるからとか何かにつけて言い訳をし、重い天体望遠鏡を準備するのをおっくうがっていた自分を反省し、奮い立たせる抱負としました。先日3年生の道徳の授業で、「片足のアルペンスキーヤー・三澤拓」という教材を目にしました。幼い頃交通事故で左足を失った三澤さんが、パラリンピックでの金メダルを目指してがんばる姿が書かれていました。三澤さんが中学生の頃「片足なのが私である。つらいことがあるのはあたりまえ。できないこともあるかもしれない。でも、できるかできないかではなく、やるかやらないかなんだ。」と言っていたそうです。夢の実現や、心豊かに生きていくためにも「できるかできないかではなく、やるかやらないか。」なのかもしれませんね。



＜三澤氏：道徳教科書より＞

## 2年職場体験学習

1月16日（木）と17日（金）に、2年生は職場体験学習に出かけました。昨年までは夏休み中に行っていましたが、1学期には運動会、野外活動の準備に加えて職場体験学習の準備をするのは負担が大きいとの判断からこの時期に変更しました。授業日に行うということで、日程も二日間日程にしました。この職場体験学習には、地域の114の事業所の方に大変お世話になりました。遅刻する生徒や忘れ物をする生徒がいるなど、まだまだ甘い中学2年生ですが、生徒たちは普段の生活と違い、働くことの意義や職場やそこにいらっしゃるお客様たちとのコミュニケーションなど学校では学ぶことのできない学習をさせていただきました。遠くない未来に自分がどの仕事に就き、どう働きたいのかを考える一歩になりました。本当に快く生徒を受け入れていただき、ありがとうございました。



＜2年生職場体験学習の様子＞

## 1年生百人一首大会

1年生は、1月17日（金）5、6時間目、新年恒例の百人一首大会を行いました。例年、一人で70枚程も取る生徒がいて戦意喪失になるグループがありましたので、今年の大会は各学級で予選を行い、本番の対戦相手がほぼ同レベルになるようにしたそうです。1年生の先生方が読み手になって大会が始まりました。さすがに早い生徒は上の句の一文字目を聞くだけで札を取ってしまいます。ピリッとした雰囲気の中ですが、個性的な読み方？の先生の時には笑顔がこぼれる場面もありました。同レベルのグループとはいえ多い生徒は44枚も取ったそうです。集計の間は、学年委員主催の〇×クイズが行われました。先生にまつわる問題は最初は簡単でしたが、急に難しい問題が出て一気に人数が減りました。結果発表までの間をリラックスさせてくれました。クラス総合の結果は1位1組、2位8組、3位2組でした。



＜1年生百人一首大会の様子＞

## PTA文化講座

1月22日（水）にPTA文化講座が開かれました。講師に白波瀬景子さんをお招きして、ハーバリウム作りを体験しました。お店に売っている商品を見たり、テレビでタレントさんが作っているのを見たりしたことがあるので、イメージはあったのですが、いざ作るとなるとなかなか難しそうです。まず、机に並べられたパッケージされた花の中から、自分で作りたいものを選ぶことからスタートです。これだけでも結構迷ってしまいます。その後ビンに詰める形にレイアウトしてみても実際に詰めていきます。オイルを入れても浮いてこないようにとか、ひも状のキラキラした糸をどのように使うとか、初めてだと分からないことばかりです。それでも参加した方々は上手にビンの中に詰め終え、オイルを入れてみるとドライフラワーがしっとりして、とてもきれいに作り

上げることができました。光を当てるととても素敵なハーバリウムのでき上がりです。生涯にわたり学んでいくことは人として重要なことです。このような企画をしていただいた文化部の皆様と講師の先生、すてきな時間と作品をありがとうございました。



＜PTA文化講座ハーバリウム作りの様子＞

### 就学援助制度のお知らせ

大府市では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者の方に対して、学用品費・学校給食費等を援助する事業を行っています。

### 援助を受けることができる方

次の基準のいずれかに該当する方で、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

- ① 市民税の非課税、または減免世帯
- ② 個人事業税、または固定資産税の減免世帯
- ③ 国民年金の掛け金、または国民健康保険税の減免、もしくは徴収の猶予世帯
- ④ 児童扶養手当の受給世帯（児童手当とは異なります）
- ⑤ 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた方
- ⑥ 世帯更生貸付を受けた方
- ⑦ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ⑧ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
- ⑨ その他（上記以外の場合）

※この制度についてのお問合せは各小中学校及び教育委員会学校教育課（TEL 46-3332）まで

☆ホームページでも学校の様子をお知らせしています。ぜひご覧ください。 <http://www.obu-c.ed.jp/obu-j/>

3/31までは、<http://www.obu-j.ed.jp/>からも新HPへ案内されます